

公益財団法人せたがや文化財団職員退職手当支給規程

平成15年4月1日

せ文財規程第12号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人せたがや文化財団（以下「財団」という。）の職員の退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 公益財団法人せたがや文化財団総合職員就業規程（平成15年せ文財規程第1号。以下「総合職員就業規程」という。）第2条第1項に定める総合職員及び公益財団法人せたがや文化財団専門職員就業規程（平成29年せ文財規程第1号。以下「専門職員就業規程」という。）第2条に定める専門職員をいう。

(2) 退職の日 職員が退職し、又は解雇された日をいう。

(3) 給料月額 当該職員の退職の日における公益財団法人せたがや文化財団総合職員給与規程（平成15年せ文財規程第3号。以下「総合職員給与規程」という。）第4条第2項及び公益財団法人せたがや文化財団専門職員給与規程（平成30年せ文財規程第2号。以下「専門職員給与規程」という。）第4条第2項に規定する給料表に定める額をいう。

(支給対象者)

第3条 退職手当の支給を受ける者は、前条第1号に定める者とする。

2 総合職員給与規程第1条第2項に規定する世田谷区から派遣された職員は、前項に定める退職手当の支給を受ける者に該当しない。

(退職手当の支給)

第4条 退職手当は、職員が退職した場合にその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 退職手当の額は、第6条から第11条までの規定により計算した退職手当の基本額に、退職手当の調整額を加えて得た額とする。

3 給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例については、世田谷区の定める例により理事長が別に定める。

4 退職手当の調整額は、世田谷区が支給する基準の例により理事長が定める。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 前条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

(1) 配偶者

- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 この規程において「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者、又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると理事長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ生計を一にしていたものを含むものとする。
- 3 前項の婚姻関係又はパートナーシップ関係にあったことを確認するため、財団は職員に必要最小限度の証明書類の提示を求めることができる。
- 4 第1項に掲げる者が、退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

(遺族からの排除)

第5条の2 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(普通退職の場合の退職手当の基本額)

第6条 次条第1項、第8条第1項又は第9条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の勤続期間を次の各号に規定する区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の50
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の107
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の153
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の134
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の101

2 前項の規定により計算して得た金額が、その者の退職の日における給料月額に39.75を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその

者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で、総合職員就業規程第23条第1項及び専門職員就業規程第28条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。）並びにこれに準ずる理由及びその他その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者として第9条で定めるもの、同条で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の83
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の157
- (3) 16年以上25年以下の期間については、1年につき100分の168
- (4) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の154
- (5) 35年以上の期間については、1年につき100分の89

2 前項の規定により計算した額が、その者の退職の日における給料月額に47.70を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(事業縮小による退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 次の各号のいずれかに該当する職員に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を前条第1項各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 事業の縮小その他やむを得ない業務上の都合により解雇された者
- (2) 業務上の負傷又は死亡（通勤災害によって死亡した場合を含む。）により退職した者

2 前項に規定する者で、同項の規定により計算して得た退職手当の基本額が、退職の日におけるその者の基本給月額（総合職員給与規程及び専門職員給与規程に規定する給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に次に規定する区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、その乗じて得た額をもって、その者に対して支給する退職手当の基本額とする。

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 勤続期間1年未満の者 | 100分の270 |
| (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 | 100分の360 |
| (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 | 100分の450 |
| (4) 勤続期間3年以上の者 | 100分の540 |

(定年退職に準ずる退職など)

第9条 第7条第1項に規定する「定年に達したことにより退職した者」とは、

退職の日の属する会計年度の末日（以下「会計年度の末日」という。）における年齢が58歳以上で退職した者（総合職員就業規程第25条第1号から第3号までの規定及び専門職員就業規程第30条により準用する総合職員就業規程第25条中、第1号から第3号までの規定に該当して解雇された者を除く。）のうち、総合職員就業規程第22条及び専門職員就業規程第26条に規定する定年退職日の前日までに退職した者をいう。

2 第7条第1項に規定する「その他その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 公益財団法人せたがや文化財団処務規程（平成15年せ文財規程第2号）第3条第3項に規定する管理職員のうち第12条第1項及び第2項の規定により計算した在職期間が10年以上でそのものの非違によることなく勸奨を受けて退職したもの
- (2) 在職期間が20年以上で会計年度の末日の年齢が55歳以上58歳未満の者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職したもの又はこれに準ずると理事長が認めて退職したもの
- (3) 在職期間が25年以上で会計年度の末日の年齢が50歳以上55歳未満の者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職したもの又はこれに準ずると理事長が認めて退職したもの

3 第7条第1項に規定する「傷病により退職した者」とは、職員となった日以後病気にかかり、又は負傷し、その結果として退職の日における傷病の程度が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第15条第1項の厚生労働省令で定める障害等級に該当する障害の状態にあり、その職務の遂行に堪えずに退職した者とする。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額にかかる特例）

第10条 第7条第1項の規定に該当する者（前条第3項で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者（通勤による災害により死亡した者を除く。）を除く。）又は第8条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の末日前に退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第7条並びに第8条第1項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額にその者に係る定年と会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。

（非違により勸奨を受けて退職した者に対する退職手当の基本額）

第11条 第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項又は調整額に係る第4条の規定にかかわらず職員が非違により勸奨を受けて退職した場合においては、非違の程度に応じて退職手当を支給せず、又は第6条の規定により計算した額から一部を減額した額をもってその者の退職手当の基本額とする。

(勤続期間の計算)

第12条 退職手当の基本額の算定の基礎とする勤続期間の計算は、職員としての引き続き在職した期間とする。

2 前項の規定による勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から退職の日の属する月までの月数とする。

3 前2項の規定による在職期間のうち総合職員就業規程第17条及び専門職員就業規程第21条に規定する休職、総合職員就業規程第52条及び専門職員就業規程第55条に規定する停職又は総合職員就業規程第45条及び専門職員就業規程第48条に規定する育児休業その他これらに準ずる理由により、現実に勤務につかなかつた期間のある月が1カ月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業した期間及び育児短時間勤務をした期間については、3分の1に相当する月数)を前2項により計算した在職期間から除算する。ただし、休職の場合において理事長が特に認めた場合は、この限りでない。

4 前項の規定により計算した在職期間に1年未満の端月数がある場合には、6か月以上はこれを1年とし、6か月未満はこれを切捨てる。ただし、第7条又は第8条の規定による退職手当の基本額を計算する場合については、これを1年とする。

(休職等の場合の給料月額)

第13条 職員が退職の日において休職、停職、減給、その他の理由により、その者の給料の一部又は全部を支給されない場合における退職手当の計算の基礎となる給料月額は、当該理由がないと仮定した場合において、その者が受けるべき給料月額とする。

(刑事事件に関し退職した場合の退職手当の取扱)

第14条 職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。この場合において、禁固以上の刑に処せられなかつたときは、第11条に定められた退職手当の基本額(無罪の言渡しを受けたときは、本来受けるべき退職手当の基本額)を支給する。

(退職手当の支給制限)

第15条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が財団の業務遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が財団の業務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 懲戒免職の処分を受けたとき。

(2) 禁固以上の刑に処せられたことにより退職した時又は解雇されたとき。

2 職員が退職し、又は解雇された後において、在職中の職務に関し、懲戒免職を受ける理由に該当する事実が明らかになったときは、前項に規定する事情を勘案し、既に支給した退職

手当の全部又は一部を返還させ、又は退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

3 前項の場合において、既に当該職員が死亡しているときには、第1項に規定する事情を勘案し、遺族等に対し退職手当の全部又は一部を返還させ、又は退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

4 第2項及び前項の規定による措置は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

(口座振替による支払)

第16条 退職手当は、受給者から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

(委任)

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 退職手当の基本額の支給率を決定するのに必要な勤続期間及び勤続期間から除算すべき期間は、財団法人世田谷区美術振興財団及び財団法人コミュニティ振興交流財団における勤続期間及び勤続期間から除算すべき期間を引き継ぐものとする。

附 則 (平成15年12月15日規程第17号)

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の財団法人せたがや文化財団職員退職手当支給規程(以下「改正後の規程」という。)第7条第1項又は第8条第1項の規定に該当する者のうち、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に退職したものの退職手当の基本額については、これらの規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額(改正後の規程第10条に規定する者については、同条の規定により計算した額)に、附則別表の勤続期間の欄に掲げる区分ごとに、同表の支給率の欄に定める数を乗じて得た額とする。

附則別表

勤続期間	支給率
1年	1.45
2年	2.90

3年	4.35
4年	5.80
5年	7.25
6年	8.70
7年	10.15
8年	11.60
9年	13.05
10年	14.50
11年	16.70
12年	18.90
13年	21.10
14年	23.30
15年	25.50
16年	27.70
17年	29.90
18年	32.10
19年	34.30
20年	36.50
21年	38.75
22年	41.00
23年	43.25
24年	45.50
25年	47.75
26年	49.75
27年	51.75
28年	53.75
29年	55.75
30年	57.75
31年	58.85
32年	59.95
33年	60.45
34年	60.70
35年以上	60.95

附 則（平成18年12月28日規程第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 第4条第2項（退職手当の調整額に係る部分に限る。）は、平成19年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則（平成20年3月31日規程第6号）

（施行期日）

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の財団法人せたがや文化財団職員退職手当支給規程（以下「改正後の規程」という。）第7条第1項及び第8条第1項の規定に該当する者のうち、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に退職したものに対して支給する退職手当の基本額は、これらの規定にかかわらず、退職日給料月額（改正後の規程第6条第1項に規定する退職日におけるその者の給料月額をいう。以下同じ。）（改正後の規程第10条の規定に該当する者については、同条の規定により計算した額）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の140

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の200

(3) 16年以上25年以下の期間については、1年につき100分の205

(4) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の200

(5) 31年以上32年以下の期間については、1年につき100分の130

(6) 33年以上の期間（次号に掲げる期間を除く。）については、
1年につき100分の100

(7) 34年以上の期間については、1年につき100分の55

3 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額（改正後の規程第10条の規定に該当する者については、同条の規定により計算した額）に59.2を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規程第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 26 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の退職金規程（以下、「改正後の規程」という。）第 6 条第 1 項の規定に該当する者のうち、施行日から平成 27 年 3 月 31 日までの間（以下、「経過措置期間」という。）に退職した者に対して支給する退職金の基本額（改正後の規定第 4 条の第 2 項に規定する退職金の基本額をいう。以下同じ。）については、改正後の規程第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて当該各号に定める額をもって、その者に支給する退職金の額とする。

（1） 施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間 退職日給料月額（改正後の規程第 6 条第 1 項に規定する退職日給料月額をいう。以下同じ。）に、その者の勤続期間に応じて附則別表第 1 の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

（2） 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間 退職日給料月額（改正後の規程第 6 条第 1 項に規定する退職日給料月額をいう。以下同じ。）に、その者の勤続期間に応じて附則別表第 2 の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

- 3 改正後の規程第 7 条第 1 項の規定に該当する者のうち、経過措置期間に退職した者に対して支給する退職金の基本額については、これらの規程にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて当該各号に定める額をもって、その者に支給する退職金の基本額とする。

（1） 施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間 退職日給料月額（改正後の規程第 10 条の規定に該当する者にあつては、同条の規程により計算した額。以下、「最終給料月額」という。）に、その者の勤続期間に応じて附則別表第 3 の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

（2） 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間 退職日給料月額に、その者の勤続期間に応じて附則別表第 4 の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

- 4 前 2 項の規定は、改正後の規程第 11 条及び第 14 条の規定に該当する者に対して支給する退職金の基本額の計算について準用する。

附則別表第 1（附則第 2 項関係）

勤続期間	支給率
1年	0.83
2年	1.66
3年	2.50
4年	3.33
5年	4.16
6年	5.00
7年	5.83
8年	6.66
9年	7.50
勤続期間	支給率
10年	8.33
11年	9.61
12年	10.90
13年	12.18
14年	13.46
15年	14.75
16年	16.26
17年	17.78
18年	19.30
19年	20.81
20年	22.33
21年	24.13
22年	25.93
23年	27.73
24年	29.53
25年	31.33
26年	33.00
27年	34.66
28年	36.33
29年	38.00
30年	39.66
31年	41.11

3 2 年	42. 56
3 3 年	44. 01
3 4 年	45. 46
3 5 年	46. 91
3 6 年以上	47. 08

附則別表第 2 (附則第 2 項關係)

勤続期間	支給率
1 年	0. 66
2 年	1. 33
3 年	2. 00
4 年	2. 66
5 年	3. 33
6 年	4. 00
7 年	4. 66
8 年	5. 33
9 年	6. 00
1 0 年	6. 66
1 1 年	7. 88
1 2 年	9. 10
1 3 年	10. 31
1 4 年	11. 53
1 5 年	12. 75
1 6 年	14. 28
1 7 年	15. 81
1 8 年	17. 35
1 9 年	18. 88
2 0 年	20. 41
2 1 年	22. 36
2 2 年	24. 31
2 3 年	26. 26
2 4 年	28. 21
2 5 年	30. 16

26年	31.70
27年	33.23
28年	34.76
29年	36.30
30年	37.83
31年	39.08
勤続期間	支給率
32年	40.33
33年	41.58
34年	42.83
35年	44.08
36年以上	44.16

附則別表第3（附則第3項関係）

勤続期間	支給率
1年	1.21
2年	2.43
3年	3.65
4年	4.86
5年	6.08
6年	7.30
7年	8.51
8年	9.73
9年	10.95
10年	12.16
11年	13.98
12年	15.80
13年	17.61
14年	19.43
15年	21.25
16年	23.16
17年	25.08

18年	27.00
19年	28.91
20年	30.83
21年	32.75
22年	34.66
23年	36.58
勤続期間	支給率
24年	38.50
25年	40.41
26年	42.28
27年	44.15
28年	46.01
29年	47.88
30年	49.75
31年	51.28
32年	52.81
33年	54.35
34年	55.28
35年以上	55.98

附則別表第4（附則第3項関係）

勤続期間	支給率
1年	1.03
2年	2.06
3年	3.10
4年	4.13
5年	5.16
6年	6.20
7年	7.23
8年	8.26
9年	9.30
10年	10.33

1 1 年	12.06
1 2 年	13.80
1 3 年	15.53
1 4 年	17.26
1 5 年	19.00
1 6 年	20.83
勤続期間	支給率
1 7 年	22.66
1 8 年	24.50
1 9 年	26.33
2 0 年	28.16
2 1 年	30.00
2 2 年	31.83
2 3 年	33.66
2 4 年	35.50
2 5 年	37.33
2 6 年	39.06
2 7 年	40.80
2 8 年	42.53
2 9 年	44.26
3 0 年	46.00
3 1 年	47.56
3 2 年	49.13
3 3 年	50.70
3 4 年	51.96
3 5 年以上	52.76

附 則

- 1 この規程は、平成30年7月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(職員の定年引上げに伴う経過措置)

2 当分の間、第7条第1項の規定は、満60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。